

第6回「県と市町村との協議の場」次 第

日 時 平成 25 年 11 月 12 日 (火)

15 時から 17 時 15 分まで

場 所 県庁議会棟第 1 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

① 「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応について

【資料 1】

② 「保険財政共同安定化事業」の全医療費拡大に向けた検討状況について

【資料 2】

③ 「地域に根ざした教育のあり方検討WG」における検討状況について

【資料 3】

(2) 意見交換

【テーマ】

「住宅・建築物の耐震化の促進について ~大規模災害の教訓を活かして~」

【資料 4】

4 その他の議題

5 閉 会

第6回「県と市町村との協議の場」出席者名簿

平成25年11月12日

長野県

知事	阿部 守一
副知事	和田 恭良
副知事	加藤 さゆり
危機管理監兼危機管理部長	久保田 篤
総務部長	岩崎 弘
健康福祉参事兼健康福祉政策課長	清水 深
建設部長	北村 勉

長野県教育委員会

教育長	伊藤 学司
-----	-------

長野県市長会

会長	菅谷 昭	松本市長
副会長	花岡 利夫	東御市長
理事（総務文教部会長）	小口 利幸	塩尻市長
理事（社会環境部会長）	三木 正夫	須坂市長
理事（経済部会長）	牧野 光朗	飯田市長
理事（建設部会長）	柳田 清二	佐久市長

長野県町村会

会長	藤原 忠彦	南佐久郡川上村長
副会長	伊藤 喜平	下伊那郡下條村長
副会長	羽田 健一郎	小県郡長和町長
理事（総務文教部会長）	久保田 勝士	上高井郡高山村長
理事（社会環境部会長）	平澤 豊満	上伊那郡箕輪町長
理事（産業経済部会長）	栗屋 徳也	木曽郡木祖村長
理事（建設部会長）	佐々木 定男	南佐久郡佐久穂町長

「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応について(最終報告)

長野県総務部市町村課

検討の経緯等

[中間まとめ後の検討状況]

中間まとめ(別紙「参考」)において「引き続き検討」とされた3つの項目について協議

□ WGにおける検討状況

- 構成 「県と市町村との協議の場」出席市町村の担当課長等、市町村課長、県民協働・NPO課長
- 開催概要

第5回	H25. 6. 7	25年度検討課題の整理、実務者作業部会の設置
第6回	H25. 9. 20	論点ごとの対応案(たたき台)の検討

□ 作業部会における検討状況

- 設置目的 「事務手続の簡略化」、「事業評価」について検討
- 構成 WG構成市町村・地方事務所の事務担当者から8名を選任
- 開催概要

第1回	H25. 7. 16	意見・課題等と論点の整理
第2回	H25. 9. 5	対応案の検討

[制度改正後の事業実施状況]

○要望・採択の状況 (単位:件、千円、%)

区分	H25		対H24	H24
	件数	金額		
要望	989	99.5	994	
採択	679	90.8	748	
	848,063	84.9	998,503	

○重点テーマの採択状況 (単位:件、千円、%)

区分	事業数	構成比		金額	構成比
		構成比	金額		
県と市町村との協働事業	51	7.5	102,805	12.1	
自然エネルギーの普及・拡大	20	2.9	22,107	2.6	
障害者や若者の雇用促進、就業支援	16	2.4	20,532	2.4	
合計	87	12.8	145,444	17.2	

○事業主体別の状況(採択金額ベース)

区分	(単位: %)					
	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市町村(広域含む)	50.9	42.9	35.4	27.6	26.5	22.6
公共的団体(NPO等)	49.1	57.1	64.6	72.4	73.5	77.4
						70.1

※「公共的団体」には、実行委員会形式で行う「県と市町村との協働事業」を含む。

項目	対応案	事由等	参考事項等													
			内 容	実 施 時 期												
事務手続の簡略化等	<ul style="list-style-type: none"> ○必要書類をより簡便に作成できるようマニュアルを12月までに整備する。 ○事務手続がより円滑に執行できるよう取扱いを分かりやすく明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手続の各段階ごとにチェックリスト、記載例等を作成する。…右記項目①、④に対応 ○契約方法、変更承認の区分、概算払いの取扱いを統一的に明示する。…右記項目②、③、⑤に対応 ○資金力の弱い公共的団体に対しては、概算払いの活用を促進する。 	<事務手続のうち課題の多かった事項>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>課題内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業計画</td> <td>書き方に関する相談が多く、ヒアリングでの確認にも時間を要する。 支援金要額算出などの際に計算ミスが多い。</td> </tr> <tr> <td>②団体の契約方法</td> <td>原則入札となっているが、実態と合っていない。</td> </tr> <tr> <td>③変更承認申請</td> <td>承認が必要となる事業の「区分」の判断に迷うケースがある。</td> </tr> <tr> <td>④実績報告</td> <td>証拠書の整理に多くの時間を要しており、書類の差し戻しも多い。</td> </tr> <tr> <td>⑤支援金の支払い</td> <td>公共的団体は事業費用をあらかじめ捻出することが難しい。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	課題内容	①事業計画	書き方に関する相談が多く、ヒアリングでの確認にも時間を要する。 支援金要額算出などの際に計算ミスが多い。	②団体の契約方法	原則入札となっているが、実態と合っていない。	③変更承認申請	承認が必要となる事業の「区分」の判断に迷うケースがある。	④実績報告	証拠書の整理に多くの時間を要しており、書類の差し戻しも多い。	⑤支援金の支払い	公共的団体は事業費用をあらかじめ捻出することが難しい。
項目	課題内容															
①事業計画	書き方に関する相談が多く、ヒアリングでの確認にも時間を要する。 支援金要額算出などの際に計算ミスが多い。															
②団体の契約方法	原則入札となっているが、実態と合っていない。															
③変更承認申請	承認が必要となる事業の「区分」の判断に迷うケースがある。															
④実績報告	証拠書の整理に多くの時間を要しており、書類の差し戻しも多い。															
⑤支援金の支払い	公共的団体は事業費用をあらかじめ捻出することが難しい。															
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ○事業効果をより意識した自己評価に改める。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業総括書(自己評価書)に次の内容を追加 ①「目標・ねらい」に対する効果を明記 ②自己評価区分(A~C)の選択理由 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業をどれくらい実施したかではなく、当初の目標と比べ、どのくらいの効果をあげたかを意識した事業展開を促進する。 	<現在の事業評価概要>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>実 施 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自己評価</td> <td>事業実施直後</td> </tr> <tr> <td>②地方事務所における事業確認</td> <td>翌年度5~6月</td> </tr> <tr> <td>③第三者(選定委員会)による検証</td> <td>翌年度7~9月</td> </tr> <tr> <td>④優良事例の選定</td> <td>翌年度10月まで</td> </tr> <tr> <td>⑤フォローアップ調査</td> <td>3年経過後</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	実 施 時 期	①自己評価	事業実施直後	②地方事務所における事業確認	翌年度5~6月	③第三者(選定委員会)による検証	翌年度7~9月	④優良事例の選定	翌年度10月まで	⑤フォローアップ調査	3年経過後
内 容	実 施 時 期															
①自己評価	事業実施直後															
②地方事務所における事業確認	翌年度5~6月															
③第三者(選定委員会)による検証	翌年度7~9月															
④優良事例の選定	翌年度10月まで															
⑤フォローアップ調査	3年経過後															
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○事業終了後、3年経過した取組が、地域に及ぼしている効果等について、フォローアップ調査による検証を行う。 ・調査対象 第三者評価でA評価とされた事業を中心選定(約120件/年) ・調査内容 現在の地域に及ぼす効果等 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援金が立ち上げ支援であることから、継続して効果をあげている事例を発信することにより、県民への周知と新たな取組の掘り起しにつなげることが必要である。 ○終了直後、評価の高かった事業が、一定期間経過後も引き続き効果をあげているのかを検証する。 	<今回新たに追加>													
公共的団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的団体等による事業について、現行どおり引き続き支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中間まとめを受け、県と市町村との役割分担の観点から補助下限額を設け、支援金の対象を一定規模以上の事業としている。 ○「信州協働推進ビジョン」には、NPOが行う公共的活動を応援する施策が記載されており、これらはNPO全体の活動基盤の強化を民間と連携して実施するものであるが、元気づくり支援金等県の他の施策と相まって、公共的活動が一層推進されることを目指すものである。 ○制度創設から、市町村・公共的団体等の両者を対象とした仕組みが定着しており、これを前提にして今年度、補助率の引き下げ等制度の大幅な見直しを行っている。 	<p>※ 中間まとめでは、「信州協働推進ビジョン」を踏まえて、市町村の補助制度やNPO活動支援との関係の整理を行うことされた。</p> <p><「信州協働推進ビジョン」における県による活動支援の部分を抜粋></p> <p>IV 協働推進のための長野県の取組</p> <p>3 協働の担い手としてのNPOなどが活動しやすい環境の整備</p> <p>(1) 公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築と運用</p> <p>(2) NPO向け融資の促進</p> <p>(以下、省略)</p>													

「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応（中間まとめ）概要

長野県総務部市町村課

1 趣 旨

制度創設から5年が経過し、課題が生じていることから、制度の基本的な考え方を維持した上で、さらなる有効活用を図るため、見直しを行う。

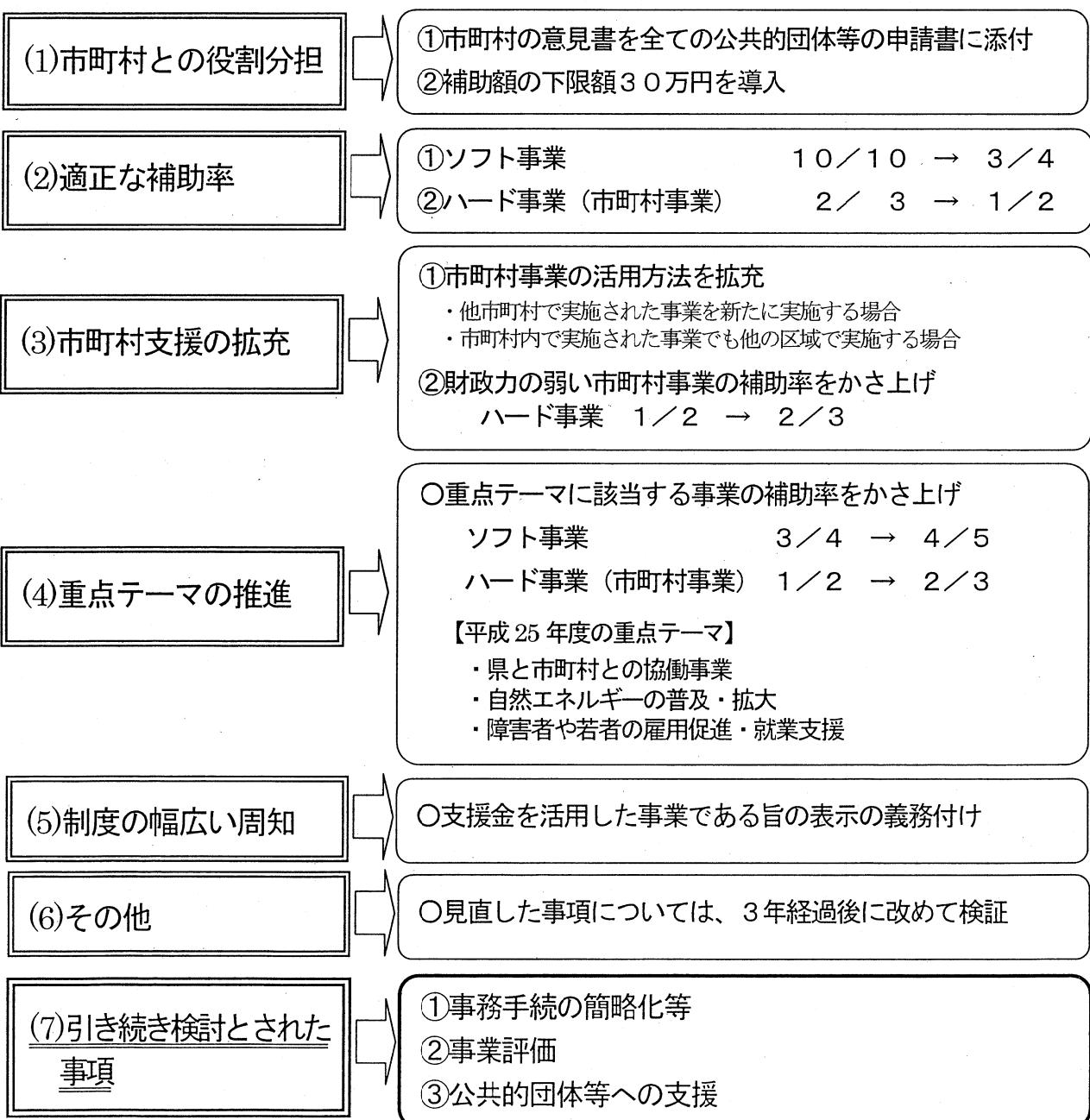
【基本的な考え方】

- ①地域を元気にすることで長野県を元気に ②市町村が主役の地域づくりを支援 ③地域が主体的に判断できる仕組みの構築

<経 過>

- ・第3回「県と市町村との協議の場」(H24.5.14)で、ワーキンググループを設置し、検討することを了承
- ・4回のワーキンググループを経て、全市町村へのアンケート結果等をもとに中間まとめ案を策定
- ・第4回「県と市町村との協議の場」(H24.11.6)において、上記中間まとめ案を了承

2 見直しのポイント

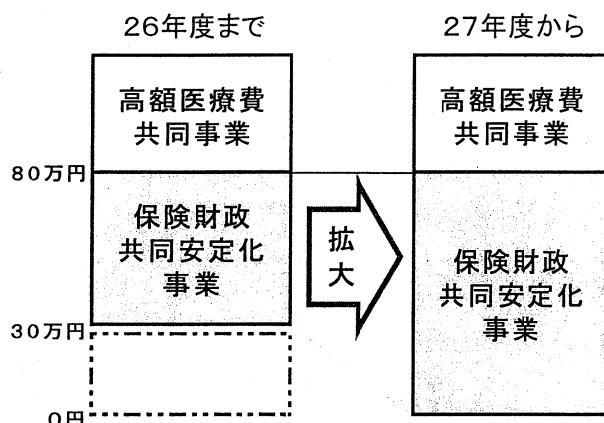


「保険財政共同安定化事業」の全医療費拡大に向けた検討状況について

長野県健康福祉部健康福祉政策課

1 経 過 平成 24 年度の国民健康保険法一部改正 [平成 24 年 4 月公布]

市町村国保の保険財政共同安定化事業の対象医療費について、現行 1 レセプト 30 万円超 を全医療費に拡大する。[平成 27 年 4 月施行]



[高額医療費共同事業]

市町村国保からの拠出金（国と県で 1/4 ずつ負担）を財源とし、1 件 80 万円を超えるレセプトに係る医療費を都道府県単位で共同して負担する事業

[保険財政共同安定化事業]

市町村国保からの拠出金を財源とし、1 件 30 万円を超えるレセプトに係る医療費（8 万円～80 万円）を都道府県単位で共同して負担する事業

2 課 題

- (1) 市町村間の財政調整
(保険財政共同安定化事業における所得水準による調整)
- (2) 保険財政共同安定化事業の拡大により著しく負担が増加する市町村への対応
- (3) 保健予防事業等による医療費適正化に対するインセンティブのあり方

3 検討経過

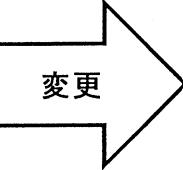
時 期	項 目	内 容
～5 月	保険財政共同安定化事業の全医療費拡大シミュレーション	・国保連合会でのシミュレーション ・シミュレーションデータの確認・分析等
7 月 26 日	都道府県調整交付金 検討会 (県内 10 広域の代表市町村の係長級職員)	全医療費化シミュレーション結果等による意見交換
8 月 21 日 ～9 月 2 日	市町村説明会 (県内 4 箇所)	全市町村を対象に、シミュレーション結果・検討会の結果等を説明
9 月	全市町村への意向調査	共同事業の実施方法等についてのアンケート
10 月 11 日	市町村国保広域化等検討委員会作業部会 (県内 10 広域の代表市町村の課長級職員等)	意向調査結果等に基づく共同事業の方向性の決定

4 検討結果

(1) 市町村間の財政調整

○保険財政共同安定化事業の拠出方法を変更

26年度までの拠出方法		27年度からの拠出方法		
医療費 実績割	被保険 者数割	50	50	50
〔対象医療費30万円超〕			〔対象医療費1円以上〕	



【27年度からの拠出方法のポイント】

- 所得割による調整を行うことで、所得水準の低い市町村に配慮
- 医療費実績割を現行と同じ 50 として、医療費の適正化努力等に配慮

【意向調査の結果】

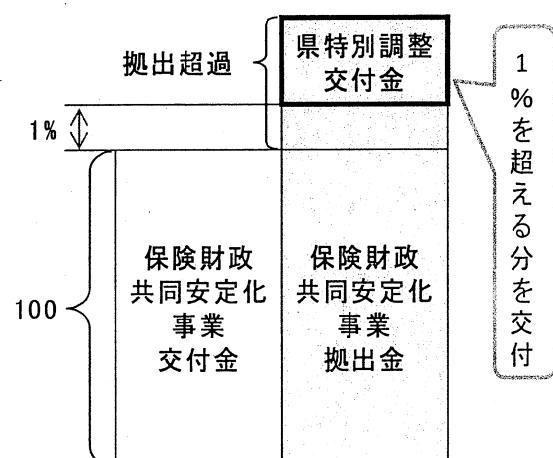
- ・「財政調整を実施する」を選択 (70／77 市町村)
- ・上記のうち医療費実績・被保険者数・所得の 3 要素を組み合わせた拠出方法を選択 (54／70 市町村)
- ・上記のうち医療費実績・被保険者数・所得 50：25：25 の拠出方法を選択 (36／54 市町村)

(2) 保険財政共同安定化事業の拡大により著しく負担が増加する市町村への対応

○ 拠出超過額が交付金の 1%を超える場

合、1%を超えた額を県特別調整交付金
で交付

※27 年度からの都道府県調整交付金の
割合は普通 6 %、特別 3 %
(26 年度までは普通 8 %、特別 1 %)



(3) 保健予防事業等による医療費適正化に対するインセンティブのあり方

市町村からの提案をうけ、県特別調整交付金の新たな交付メニューを検討

5 今後の予定

保険財政共同安定化事業の拠出方法を変更する場合には、「長野県市町村国保広域化・財政安定化支援方針（22年度策定、23・24年度一部改定）」に定めることが必要

市町村国保広域化等検討委員会作業部会 [共同事業改正案の検討]

(県内 10 広域の代表市町村・三師会・国保連・県の課長級職員、市長会・町村会事務局次長)

<全市町村への意見照会>

市町村国保広域化等検討委員会 [共同事業改正案の確定]

(県内 10 広域の代表市町村（首長）、三師会（副会長、専務理事）、国保連（理事長）、県（健康福祉部長）)

「長野県市町村国保広域化・財政安定化支援方針」を改定

(～26年9月まで)

国保連で保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則を改定 (～27年3月まで)

保険財政共同安定化事業の拡大スケジュール概要

24年度	25年度	26年度	27年度
<ul style="list-style-type: none"> ● 全医療費化 シミュレーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県調整交付金検討会 ● 市町村説明会 ● 意向調査 ● 県と市町村との協議の場 ● 広域化等検討委員会作業部会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域化等検討委員会 ● 広域化等検討委員会作業部会 ● 長野県市町村国保広域化 	<p>(国保連合会)</p> <p>高額医療費共同事業規則の改定 （共同事業の改正を追加）</p> <p>○ 保険財政共同安定化事業 ・ 財政安定化支援方針の改定</p> <p>● 保険財政共同安定化事業の 対象医療費を全医療費に拡大</p>

《参考》

国民健康保険改革のスケジュール概要

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目途
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民会議最終報告 ■ プログラム法案提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保障審議会 「医療保険部会」 での議論 ■ 「国と地方の 協議の場」 での議論 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 27年通常国会に提出 		<p>(都道府県単位)化</p> <p>■ 国保の広域</p>

市町村と県がともに取り組む長野県教育の振興～地域に根ざした教育のあり方の検討～(経過報告)

長野県教育委員会

「信州教育の発展への期待～次代を担う子どもたちのために～」に係る主な意見（教員関係）
〔第5回県と市町村との協議の場（H25.5.20）〕

- ・地域の歴史・文化、風土、風習、知恵を使いこなせる人材を作成していただきたい。
- ・教員が地域を知ることが非常に重要。
- ・県内を広く回りながら、やがて生まれた地域に戻り、地域に対する知識・愛情を生かせるような配置をお願いしたい。
- ・小さい町村は人を集めるのが難しい、大きな学校に良い人材を持っていかれてしまう。
- ・開かれた学校、地域が支えてくれる学校をどうするかが大きな課題。
- ・サービス規程や心がけが大事。出発点で自覚をしっかりと持つことが重要。

【「地域に根ざした教育のあり方検討WG」による検討】

- 【論点】○ 地域に根ざした教員の人事・資質向上のあり方
○ 地域に開かれた学校づくり

〔構成〕

市町村：首長部局関係課長、教育委員会関係課長
県：次世代サポート課長、教育委員会関係課長

〔開催状況〕

第1回 (H25.7.23)	第2回 (H25.10.21)
・協議の場の論点整理	・WGの論点整理
・今後の進め方	・教員の人事・採用

【WGにおける論点整理】

- 首長部局・教育委員会・学校・地域住民による地域づくりや学校教育に対する想いの共有
- 地域を担う人材の育成につながる教育
- 地域に根ざした教育の観点による「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に沿った取組の具体化

現行制度：県費負担教職員制度

〔趣旨〕

市町村立小中学校等の教職員は、市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行なうこととし、広く市町村を超えて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人材交流を図る。

〔課題〕

県費負担教職員は市町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、地域に根ざす意識を持ちにくくなっている。

地域の主体的な創意工夫による特色ある学校教育を行うため、地域に根ざした教員を育成・確保することが求められている。

国の動向

「中央教育審議会教育制度分科会審議経過報告（今後の方針教育行政の在り方について）」
(H25.10.11)

○ 県費負担教職員の人事権については、様々な意見があることを踏まえ、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。

○ 子供や地域の実情に応じた質の高い学校教育を実現するためには、校長のリーダーシップのもと、教職員がチームとして力を發揮するとともに、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、地域総がかりで子供たちを育むことが重要である。

「地域に根ざした教育のあり方」検討の3つの視点～信州教育の再生を担う教員をめざして～

I. 市町村立学校への帰属意識の向上

- 異動した市町村教育委員会の服務監督権内に入ることを確認し、地域の子どもたちのために自覚を持って勤務する
- ⇒ 採用や異動の際の宣誓手続きの見直し
- ◆ 新たに職員となった者は、条例に規定する様式（全国ほぼ一律の内容）により宣誓しているが、「信州教育」の大切にすべき点や目指すべき教員像等、さらには、より地域に根ざした意識の喚起を図るために、宣誓のあり方について検討する。
- ◆ 他の市町村に異動した際も、新任地において宣誓書を提出することについて徹底を図る。

II. 地域の一員としての意識改革

- 開かれた学校づくりを地域とともに進める
- 地域との信頼関係を構築する
- 学校の課題に地域とともに取り組む
- ⇒ 信州型コミュニティスクールの普及・推進
- ◆ 地域とともに学校運営に当たることで、地域に対する教員の意識が変わることが期待される。

※ 地域意識を醸成するための研修のあり方については、別途「教員研修体系策定会議」で検討

I、IIを推進するための人事制度の構築

- 地域に根ざした教員の育成を人事面で後押し
⇒ 採用・異動、人事権の移譲の方策の検討

【WGにおける主な意見】

〔採用・異動〕

- ・ 地域と密着した教育を受けた人材を採用しているのか。
- ・ 初任地は地元に近いところに配置し、その後県内を回り、いずれは地元に戻すことも検討すべき。
- ・ 地域を知らない教員が地域を教える実態がある。
- ・ 長期間にわたり地域に残れる柔軟な異動サイクルも考えるべき。

〔人事権移譲〕

- ・ 人事権移譲のための諸条件（人口規模、電算システムの導入など）を満たせる地域があるかどうかの検証が必要。
- ・ 人事権移譲には、市町村の人的・財政的負担増が考えられる。
- ・ 小規模町村は、単独での採用や人事が難しい。
- ・ 人事権移譲が、地域に根ざした教育につながる方策であるか先進事例の成果の検証が必要。

◆他の都道府県の採用・人事の状況を調査し、幅広く検討する。

住宅・建築物の耐震化の促進について～大規模災害の教訓を活かして～

長野県内の耐震化の目標と現状

耐震化の目標と現状（長野県耐震改修促進計画（平成19年1月策定））

区分	計画の目標	現状
住宅	90% (H27)	72% (H20)
多数の者が利用する建築物（3階以上かつ延べ1千m ² 以上のものなど）	90% (H27)	84% (H23)
県有施設（「災害拠点施設」及び「多数の者が利用する建築物」相当のもの）	100% (H27)	87% (H24)

※現状は、「住宅」は平成20年住宅・土地統計調査（5年毎）、「多数の者が利用する建築物」と「県有施設」は長野県調べ

公共建築物の耐震化の現状等（平成25年10月会計検査院報告書）

区分	教育施設	病院	庁舎等	全体	目標
県内	89%	74%	79%	87%	90% (H27)
全国	84%	76%	70%	83%	

※庁舎等：庁舎、警察及び消防の施設 / ※病院：災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救命医療機関の施設

公共避難施設の耐震化の現状

区分	現状
県内	82% (H22)
全国	76% (H22)

※長野県調べ

東日本大震災及び長野県北部地震における建築物等の被害状況

1 建物被害の規模

（平成25年9月1日現在）

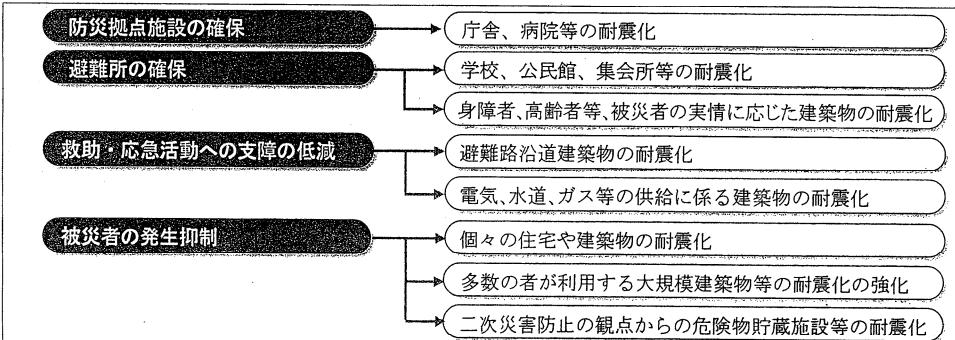
区分	東日本大震災・長野県北部地震 (うち長野県北部地震)	(参考) 大規模地震による県内の建物の被害想定		
		東海地震	糸魚川-静岡構造線(中部)	糸魚川-静岡構造線(北部)
全壊(大破)	126,647棟 (73棟)	1,939棟	105,925棟	106,255棟
半壊(中破)	272,729棟 (427棟)	10,225棟	137,075棟	148,624棟

※長野県北部地震の被害棟数は、長野県内の3市村の被害と新潟県の3市町の被害の合計

2 特徴

- 庁舎等の防災拠点施設の被災により、災害対策本部や行政の機能が失われた。
- 被災により使用できなくなった避難所があった。
- 広範囲で被害が生じ、広域避難が必要となったり、避難先からの再避難が生じた。
- 道路沿道の建築物の倒壊により、避難や緊急輸送に必要な道路が閉塞した。
- 電気、水道、ガス等の供給に係る建築物に広範囲で被害が生じ、救助や応急活動にも支障があった。
- 広範囲にわたり、住宅はもとより多数の建築物に被害が生じ、様々な場所で多数の被災者が生じた。
- 危険物貯蔵施設に被害が生じ、火災等の二次被害が発生した。

3 必要とされる取組



耐震改修促進法の改正：避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震診断を義務化

今後の取組の方向

平成25年11月12日

長野県 建設部

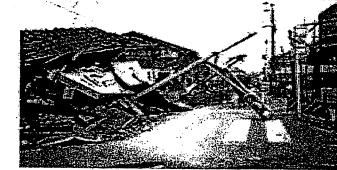
しあわせ信州

① 災害時における広域的拠点となる施設等の機能の確保

防災拠点施設、避難所等の機能確保に向けた耐震化

庁舎、病院等の防災拠点施設や避難所等の耐震化を推進

広範囲での施設利用、避難路の連続性確保等を踏まえた耐震化の促進



避難路の確保に向けた避難路沿道建築物の耐震化

倒壊により道路通行を妨げ、避難や応急活動に支障のある建築物の耐震化を促進

- 課題
- ・ 公共施設の耐震化のための財源確保
 - ・ 避難所の性質を踏まえた役割分担
 - ・ 県と市町村のそれぞれで通行を確保すべき避難路の選定

② 住宅・建築物の耐震化の加速

優先的課題である大規模建築物等の耐震対策

- 多数の者が利用する建築物、児童・高齢者等の避難弱者が利用する建築物の耐震化を促進、なかでも大規模建築物についての優先的な取組
- 所有者が耐震化を進められる環境整備（相談体制、技術支援、制度紹介等）

支援体制の整備や情報提供の充実により耐震化を加速

耐震化に向けた県民意識の醸成

住宅や建築物の全ての所有者に地域における災害の履歴や危険性、東海地震等の大規模地震の切迫性を周知し、耐震化に向けた意識の醸成

- 課題
- ・ 公共施設の耐震化のための財源確保
 - ・ 危機意識が希薄な所有者に対する意識啓発
 - ・ 耐震診断や耐震改修に向けた支援体制の整備

（参考）県内の耐震化が必要な大規模建築物の状況

区分	学校	病院・診療所	旅館・ホテル	物販店	他(危険物貯蔵等)	計	
						用途毎に規定	
対象規模							
総 数	65 (0)	16 (11)	26 (25)	14 (14)	52 (21)	173 (71)	
診断済耐震性無	8 (0)	4 (4)	3 (3)	4 (4)	18 (3)	37 (14)	
未診断	6 (0)	5 (4)	18 (17)	4 (4)	16 (9)	49 (34)	

※ ()内は民間施設、単位：棟、平成25年10月末現在

第6回「県と市町村との協議の場」における確認事項

長野県
長野県教育委員会
長野県市長会
長野県町村会

- 1 報告事項については下記のとおり対応する。
 - (1) 「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応（最終報告）について、了承する。
 - (2) 『「地域に根ざした教育のあり方」検討の3つの視点』について、出された意見を踏まえ、引き続き、ワーキンググループにおいて検討を進める。
- 2 今回のテーマについては下記のとおり対応する。
 - (1) 住宅・建築物の耐震化の促進に向け、実務者レベルのワーキンググループを設置し、検討する。
 - (2) ワーキンググループにおける検討状況は「県と市町村との協議の場」にその都度報告し、了解を得るものとする。
 - (3) 住宅・建築物の耐震化の促進に係る国の財政支援の拡充等を、県・市町村共同で要請する。

様

建築物の耐震化の促進に向けた
支援制度の拡充に関する要請書

平成 25 年 11 月 20 日

長野県知事 阿部 守一

長野県市長会長 菅 谷 昭

長野県町村会長 藤 原 忠 彦

日頃、長野県内における建築行政に、格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。また、長野県北部地震や長野県中部地震では、数多くの建物が損壊し、多数の被災者が生じましたが、長野県内で最も被害の大きかった栄村では、災害復興住宅の整備も完了し、復興に向けて、着実な歩みを進めており、この間の御支援に重ねて御礼申し上げます。

国においては、東日本大震災等の状況を踏まえて、耐震改修促進法の改正など取り組みが強化されたところであり、長野県及び県内市町村においても、防災拠点施設となる公共施設の耐震化や、障害を持つ方など多様な被災者に対応できる避難所の確保、また、避難路等を確保するための沿道建築物の耐震化の重要性などを改めて確認し、耐震化の取り組みを、一層強化することとしたところあります。

長野県及び県内市町村では、個人住宅の耐震改修の費用に対して、国の補助制度に上乗せして補助金を交付するなど、耐震化の促進に取り組むとともに、公共施設や避難所の耐震改修を進めておりますが、県・市町村とも、その費用の捻出に苦慮しております。また、個人の住宅や建築物の所有者の負担感も大きく、耐震化促進上の大きな課題となっております。

つきましては、以下の事項について、特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 住宅、建築物の耐震化に係る支援制度を拡充すること

- ・補助対象事業費を引き上げること
- ・単独事業を含む地方負担全額に対して財政措置を講じること

2 公共施設や、避難所となる民間施設の耐震化に対する支援制度を拡充すること

国土交通省要望先

国土交通大臣	太田 昭宏（おおた あきひろ）
国土交通副大臣	高木 肇（たかぎ つよし）
国土交通大臣政務官	坂井 学（さかい まなぶ）
国土交通事務次官	増田 優一（ますだ ゆういち）
国土交通省技監	足立 敏之（あだち としゆき）
国土交通審議官	原田 保夫（はらだ やすお）
国土交通省大臣官房長	武藤 浩（むとう ひろし）
住宅局長	井上 俊之（いのうえ としゆき）
官房審議官	橋本公博（はしもと きみひろ）
官房審議官	広畠義久（ひろはた よしひさ）

様

地方財源の充実確保に関する要請書

平成 25 年 11 月 20 日

長野県知事 阿部 守一

長野県市長会長 菅 谷 昭

長野県町村会長 藤 原 忠 彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対しご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

いわゆるアベノミクスにより、日本経済は緩やかに回復しつつありますが、その効果は、まだ、一部の大企業・大都市にとどまり、本県の経済環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、平成26年度税制改正に向けては、消費税率の引上げに伴う経済への影響を緩和する観点から、自動車取得税をはじめ地方財政に影響が及ぶ税目の見直しの検討がなされ、一方、地方財政対策については、地方財政計画における歳出特別枠の見直しなども検討されていると伺っております。

しかし、これらの見直し内容によっては、地方自治体の財政運営に支障が生ずる恐れがあり、とりわけ小規模町村への影響が懸念されます。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たって、本県の実情等も御賢察頂き、地方自治体が持続可能な財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をお願いいたします。

I 平成 26 年度税制改正に関する事項

- 1 地方分権改革を進めるため、地方税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要な地方財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。
- 3 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すること。
- 4 固定資産税は、市町村の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 6 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保すること。

II 平成 26 年度地方財政対策に関する事項

- 1 厳しい地方財政の状況を踏まえ、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う增收や地方負担の増、社会保障関係費の自然増などを的確に見込み、必要な一般財源総額の確保を図ること。
特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額の確保を図ること。
- 2 地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するため、地方財政計画における歳出特別枠や地方交付税の別枠加算などの財政措置を堅持すること。
- 3 財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行ではなく地方交付税の法定率の引上げにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

要請先

職名1	職名2	氏名	備考	
自由民主党税制調査会	会長	野田 毅		
自由民主党税制調査会	顧問	高村 正彦		
自由民主党税制調査会	顧問	町村 信孝		
自由民主党税制調査会	小委員長	額賀 福志郎		
自由民主党税制調査会	副会長	衛藤 征士郎		
自由民主党税制調査会	副会長	金子 一義		
自由民主党税制調査会	副会長	佐田 玄一郎		
自由民主党税制調査会	副会長	塩崎 恭久		
自由民主党税制調査会	副会長	中谷 元		
自由民主党税制調査会	副会長	林 幹雄		
自由民主党税制調査会	副会長	細田 博之		
自由民主党税制調査会	副会長	村上 誠一郎		
自由民主党税制調査会	副会長	森 英介		
自由民主党税制調査会	副会長	山本 有二		
自由民主党税制調査会	副会長	溝手 顯正		
自由民主党税制調査会	幹事	石田 真敏		
自由民主党税制調査会	幹事	上野 賢一郎		
自由民主党税制調査会	幹事	竹下 亘		
自由民主党税制調査会	幹事	宮路 和明		
自由民主党税制調査会	幹事	森山 裕		
自由民主党税制調査会	幹事	山本 幸三		
自由民主党税制調査会	幹事	中川 雅治		
自由民主党税制調査会	幹事	西田 昌司		
自由民主党税制調査会	幹事	宮沢 洋一		
	衆議院議員	務台 俊介	2区	自民
	衆議院議員	後藤 茂之	4区	自民
	衆議院議員	宮下 一郎	5区	自民
	衆議院議員	小松 裕	比例	自民
	衆議院議員	木内 均	比例	自民
	参議院議員	吉田 博美	県区	自民
	参議院議員	若林 健太	県区	自民
	参議院議員	小坂 憲次	比例	自民
	衆議院議員	篠原 孝	1区	民主
	衆議院議員	寺島 義幸	3区	民主
	衆議院議員	宮沢 隆仁	比例	維新
	衆議院議員	白瀬 智之	比例	維新
	衆議院議員	井出 庸生	比例	みんな
	参議院議員	北澤 俊美	県区	民主
	参議院議員	羽田 雄一郎	県区	民主
	参議院議員	津田 弥太郎	比例	民主
	参議院議員	柳澤 光美	比例	民主
	参議院議員	平木 大作	比例	公明

要請者

職名	氏名	備考
長野県副知事	和田 恒良	
東御市長	花岡 利夫	市長会副会長
長和町長	羽田 健一郎	町村会副会長

知事等・市町村長ホットライン(仮称)について(案)

危機管理部

1 目的

危機管理事象に対応するため、緊急的な意思疎通手段として、知事等と市町村長のホットラインを整備する。

2 整備内容

① 共有情報

主に公用で使用する携帯電話の番号及び E メールアドレス

② 情報共有範囲

知事、副知事、部局長及び地方事務所長

市町村長、副市町村長、市町村防災・危機管理担当部局長

3 想定される使用事態

通常の担当組織間の連絡体制では危機管理事象に対応できず、リスク回避の時間的な余裕がないため、組織トップの意思疎通により、トップダウンで意思決定する必要がある場合、等。

【危機管理事象】

- ・多数の住民の生命、身体若しくは財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事態(災害、武力攻撃事態、新型インフルエンザ等、その他の危機)

4 その他

- ① 危機管理防災課で全体の情報を整理し、情報共有範囲に送付する。
- ② 個人情報であり、取り扱いに十分注意する。